

租税特別措置等に係る政策評価の点検結果

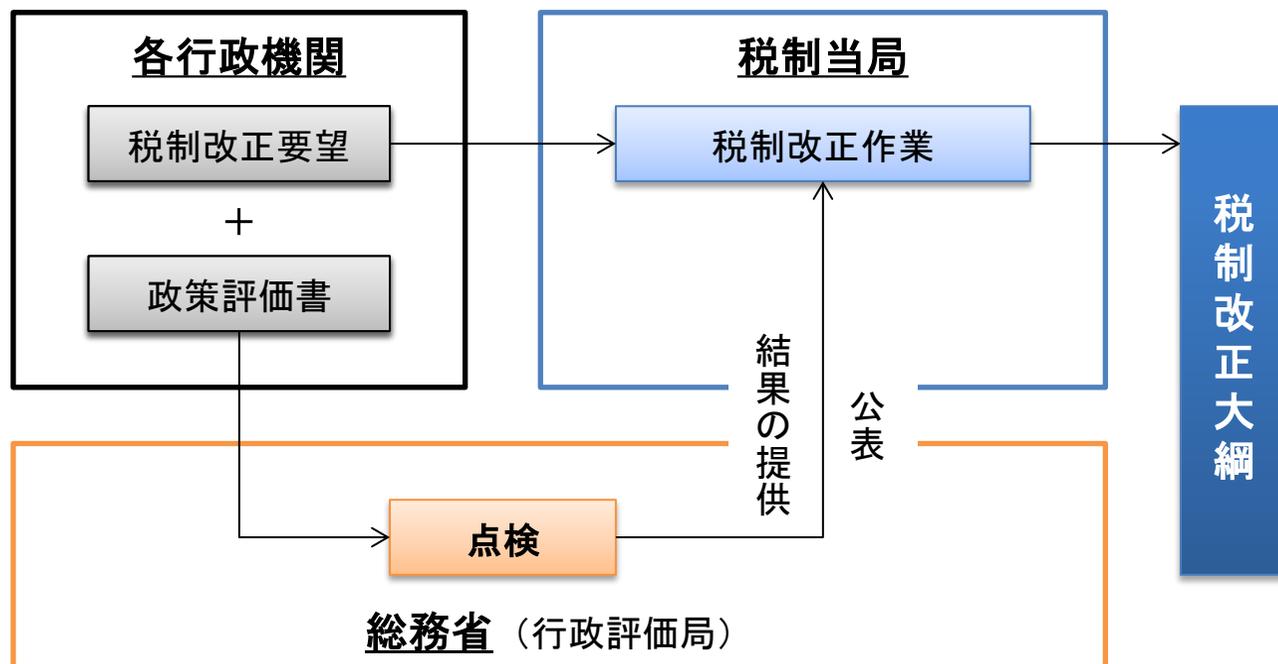
平成27年10月

総務省行政評価局

政策評価・点検の仕組み

- 各行政機関は、税制改正要望に際して、租税特別措置等に係る政策評価を実施
[点検対象] 法人税（国税）、法人事業税・法人住民税（地方税）等
- 総務省は、有効性の観点から、政策評価書の内容を点検
[主な点検項目] ・ 達成目標が適切に設定されているか。
・ 減収額や効果が定量的に分析されているか。
(注) 租税特別措置等の要否そのものを判断しているものではない。
- 点検結果は、税制改正作業に提供するとともに、各行政機関に通知・公表

【政策評価・点検の流れ】



点検結果の概要

- 平成28年度税制改正要望に際し実施された評価書105件を点検
 [今年度の特徴]
 - ・ 多くの課題が残っていた「有効性」の点検に重点化
 - ・ 効果の算定根拠（計算式、出典など）を点検内容に追加
 - ・ 共同要望に係る評価書は主管省庁のみを点検
- 点検の結果、分析・説明が一定水準に達している評価書の割合は19.0%（20件）
 （注）当該割合：平成25年度14.1%、26年度16.1%
- また、租特透明化法等に基づき把握される情報を用いていない評価書は9件（平成26年度14件）

当初の評価書の点検結果	
一定水準に達しているもの	12
分析・説明が不十分なもの	93
うち 達成目標	58
うち 適用数・減収額等	77
うち 効果	81

各行政機関の補足説明

補足説明を踏まえた結果	
一定水準に達しているもの	20
分析・説明が不十分なもの	85
うち 達成目標	44
うち 適用数・減収額等	61
うち 効果	75

通知・公表

税制改正作業において活用

- (注) 1 要望の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていない評価書については、「分析・説明が不十分なもの」に分類
 2 「分析・説明が不十分なもの」について、「達成目標」、「適用数・減収額等」又は「効果」に重複して該当する場合は、それぞれに計上したため、これらの合計は「分析・説明が不十分なもの」の件数に一致しない。

達成目標の設定が不十分な例

○ 達成目標が定量的に示されていない延長要望に係る評価書がみられた。(12件)

[該当評価書] 義務付け対象 : 《内閣06》 《内閣07》 《復興01》 《厚労04》 《厚労07》
《農水01》 《環境01》
義務付け対象外 : 《金融04》 《厚労06》 《経産08》 《経産10》 《経産11》

《厚労04》雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長(法人税、法人住民税)

達成目標	雇用促進税制について、雇用の質を高める観点から見直しを行い、雇用確保を図ろうとする企業に対する支援を継続し、 <u>質の高い雇用</u> を確保する。
減収額	10,178百万円(27年度)

《厚労07》公害防止用設備に係る特例措置の延長(法人税、所得税、固定資産税)

達成目標	クリーニング業において、健康被害及び環境汚染の防止のため、 <u>テトラクロロエチレン溶剤等に係る活性炭吸着回収装置の導入割合</u> を引き上げる。
減収額	3百万円(27年度)

達成目標が不明確であり、検証困難

※ 両要望ともに、平成26年度要望時にも同様の課題



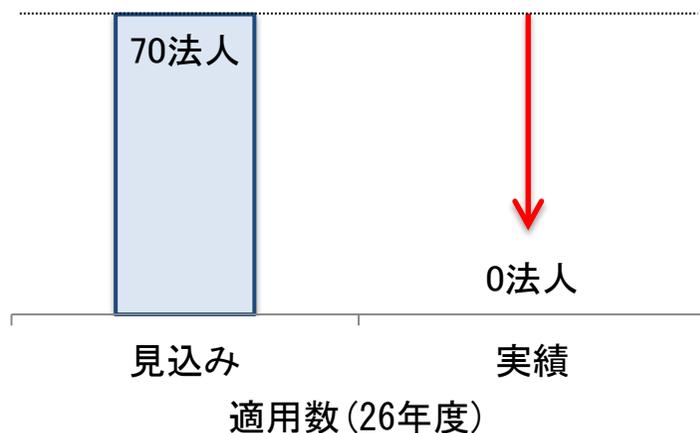
これらの租税特別措置等の延長要望については、達成目標が不明確であり、事後において達成目標の実現状況を検証することが困難であることから、その必要性について、今後の税制改正作業において更なる検証が必要

適用数に関する説明が不十分な例（僅少）

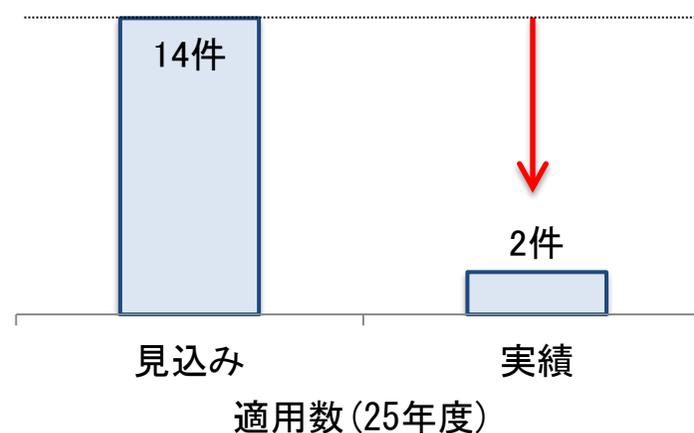
- 適用数の実績が前回評価時の見込みの5割以下であり、適用数が想定外に僅少であることについて、説明が不十分な評価書がみられた。（6件）

[該当評価書] 義務付け対象：《内閣07》《農水01》《経産15》
義務付け対象外：《金融04》《経産09》《経産13》

《内閣07》国際戦略総合特区における所得控除制度の延長（法人税、法人住民税、法人事業税）



《農水01》特定農産加工品生産設備の特別償却制度（特定農産加工業経営改善臨時措置法）（法人税）



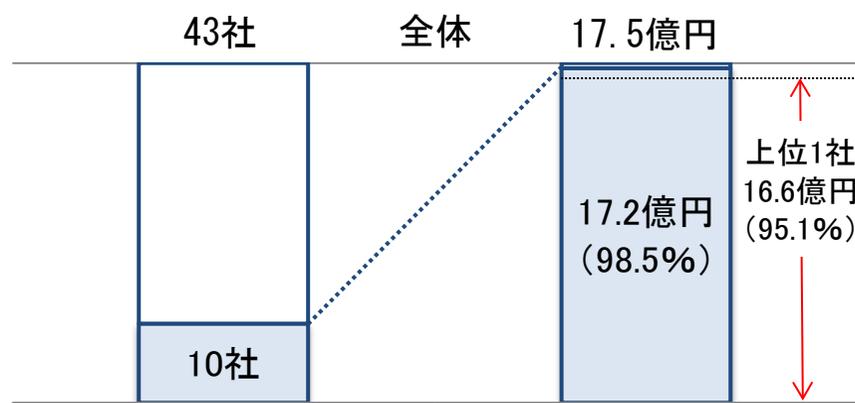
適用数の実績が想定外に少ない租税特別措置等は、必要性や将来見込みの検証を徹底する必要があることから、これらの租税特別措置等については、今後の税制改正作業において更なる検証が必要

適用額に関する説明が不十分な例（偏り）

- 上位10社の適用額合計の割合が8割超であり、適用額が想定外に特定の者に偏っていることについて、説明が不十分な評価書がみられた。（2件）

[該当評価書] 義務付け対象：《内閣06》《厚労05》

《厚労05》障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長
（法人税、所得税）



適用数
上位10社の割合(25年度、法人税)

【参考】高額適用額（法人税）

第1順位（連結）	16.64億円
第2順位（単体）	0.13億円
第3順位（単体）	0.11億円

（注）租特透明化法に基づき把握される情報を記載



租税特別措置等は税負担の公平の原則の例外であることから、これらの租税特別措置等については、想定外に一部の法人のみが恩恵を受けていないか、今後の税制改正作業において更なる検証が必要

効果の分析が不十分な例

- 昭和20年代に創設され、長期間にわたって措置されてきたにもかかわらず、租税特別措置等の直接的な効果について、分析が不十分な事後評価書がみられた。（5件）

[該当評価書] 義務付け対象：《厚労09》《厚労10》《厚労11》《農水04》《経産25》

《厚労09》社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続（法人事業税、個人事業税）

達成目標	地域における医療提供体制を維持する。
減収額	936億円（26年度）
効果	<u>医療機関数は横ばいで推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。</u>

《厚労10》医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続（法人事業税）

達成目標	地域における医療提供体制を維持する。
減収額	17億円（24年度）
効果	<u>医療法人数は微増で推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。</u>

租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。



実施期間が長期にわたる租税特別措置等は、特に厳格な効果の検証が必要であることから、これらの租税特別措置等については、今後の税制改正作業において更なる検証が必要